

平成 16 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 17 年 9 月

環境省環境管理局水環境部

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
(1)	特定事業場数	1
(2)	特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
(1)	水質汚濁防止法	2
ア	届出関係、計画変更命令等	2
イ	改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
ウ	立入検査	3
エ	排水基準違反	4
オ	事故時の措置及び緊急時の措置	4
カ	生活排水対策重点地域の指定	5
キ	水質総量規制	5
(2)	瀬戸内海法	6
ア	許可、措置命令	6
イ	自然海浜保全地区の指定	6
(3)	湖沼法	7
ア	湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
イ	改善命令等	7
< 図表編 >		
表 1	排水量規模別特定事業場数	8
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	9
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	12
表 4	特定事業場の上位 10 業種	14
表 5	特定事業場の業種別内訳	15
表 6	届出関係、計画変更命令等	22
表 7	改善命令、行政指導、立入検査件数等	25
表 8	改善命令及び一時停止命令の発動業種別内訳	28
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	29
表 10	排水基準違反の違反業種、違反項目別内訳	32
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	33
表 12	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令等	35
表 13	湖沼特定施設等の届出件数等	36
参考	平成 14 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	37

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）瀨戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）（以下「瀨戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）（以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成 16 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀨戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀨戸内海法においては、瀨戸内海 13 関係府県のうち、瀨戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

(1) 特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀨戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表 1 に示す。平成 17 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 288,191（289,192）、瀨戸内海法上の特定事業場数は 4,188（4,289）合計で 292,379（293,481）であり、平成 16 年 3 月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成 16 年 3 月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 17（9）であった。

BOD や SS 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 37,017（37,226）と全体の約 13% である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 4,475（4,434）で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,526（10,926）で全特定事業場数の約

4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は15,001(15,360)であり、全体の約5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を表2に示す。

一方、湖沼法に基づく指定10湖沼について、平成17年3月末現在における湖沼特定事業場等の数を表3に示す。湖沼特定事業場の総数は1,836(2,109)であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は917(1,088)であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも125(127)、1,373(1,444)であり、これらを合計した事業場の総計は3,334(3,680)であった。

なお、湖沼特定事業場(1,836事業場)を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池15(約1%)、霞ヶ浦238(約13%)、印旛沼176(約10%)、手賀沼94(約5%)、諏訪湖81(約4%)、野尻湖0(0%)、琵琶湖760(約41%)、児島湖259(約14%)、中海103(約6%)、宍道湖110(約6%)であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位10業種を表4に示す。数の多い方から順に旅館業、畜産農業、自動式車両洗浄施設となっている。なお、これら10業種の事業場数の総計は222,885であり、全特定事業場数の約76%にあたる。また、これら222,885事業場のうち、一日当たりの平均排水量が50m³未満の事業場数は199,985であり、全体の約90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表5に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法(以下この項目において「法」という。)第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる(法第8条)。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は5,667件、法第5条第2項に係る届出数は1件であり、法第5条の届出総数は5,668件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,944件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に示すとともに、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 16 年度における改善命令の件数は 35 件であり、一時停止命令の件数は 5 件であった。これを業種別の内訳（表 8）で見ると、改善命令については、保存食料品製造業及び電気メッキ施設に対して発動されたものがそれぞれ 5 件と最も多く、次いで酸・アルカリ表面処理施設（4 件）となっていた。一方、一時停止命令については、鉄鋼業（3 件）及び電気メッキ施設（2 件）に対して発動されたものであった。なお、一時停止命令の発動は、4 件が改善命令とともに発動された事例、1 件が単独で発動された事例であった。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 7,112 件であり、公共用水域関係では 7,023 件、地下水関係では 89 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 47,452 件、夜間立入が 520 件で立入件数は計 47,972 件であった。なお、47,972 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設に対する立入件数は 5,689 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 16 年度における排水基準違反の件数は 4 件であり、違反摘発の契機について見ると、住民等からの通報によるものが 1 件、警察又は海上保安庁の調査によるものが 3 件であった。

また、違反業種は水産食料品製造業（2 件）、保存食料品製造業（1 件）及び水道・工業用水道施設（1 件）であり、違反項目は COD（3 件）、SS（3 件）、鉛（1 件）、砒素（1 件）、pH（1 件）、大腸菌群数（1 件）及びりん含有量（1 件）であった（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）。なお、排水基準違反 4 件のうち、平成 17 年 9 月 1 日現在、起訴件数は 3 件（1 件は未済）であり、それらの判決内容は、行為者と法人等の双方に対して罰金刑が科せられた事例が 1 件、行為者に懲役刑、法人等に罰金刑が科せられた事例が 1 件、行為者のみに罰金刑が科せられた事例が 1 件であった。なお、排水基準違反以外の法違反事例はなかった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 156 件（内訳：公共用水域関係 145 件、地下水関係 11 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 294 件（内訳：公共用水域関係 258 件、地下水関係 36 件）であった。一方、平成 16 年度に発動された応急措置命令は 0 件であった。

また、公共用水域において、異常湧水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第 18 条）。平成 16 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 8）。

平成 16 年度に新たに指定された生活排水対策重点地域は 1 地域（1 県）であり、平成 17 年 3 月末現在、209 地域（42 都府県 418 市町村）で指定がされている。

平成 16 年度の生活排水対策重点地域の指定状況（新規）

都道府県名	生活排水対策重点地域数	生活排水対策推進市町村数	指定年月日
高知県 安芸川・伊尾木川流域 生活排水対策重点地域	1	1	平成 16 年 6 月 1 日

キ 水質総量規制

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量規制制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量規制制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11 に示す。平成 17 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 13,179 であり、平成 16 年 3 月末現在(13,613)と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 2,186(約 17%)、伊勢湾 3,913(約 30%)、瀬戸内海 7,080(約 54%)であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 3,718 件であった。

なお、法第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等及び法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令については、適用事例はなかった。

(2)瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の日当たりの最大量が 50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない(瀬戸内海法第 5 条第 1 項)。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときは、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(瀬戸内海法第 11 条)。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 12 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 330 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 566 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係、第 8 条関係ともに 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の家浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる(瀬戸内海法第 12 条の 7)。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉋物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる(瀬戸内海法第 12 条の 8)。

平成 16 年度における自然海浜保全地区の指定は 0 件であった。なお、平成 17 年 3 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3)湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場の新增設に伴う汚濁負荷の増大を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設の新増設を行う工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成16年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表13に示すように187件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は153件であった。一方、指定施設の設置届出の件数（湖沼法第15条第1項）や指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成16年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は1件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）については0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場	一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 17年 3月 末 現在		292,379 (17)	37,017	4,475 (2)	255,362	10,526 (15)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	288,191 (17)	33,091	3,798 (2)	255,100	10,494 (15)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	4,188	3,926	677	262	32
B 平成 16年 3月 末 現在		293,481 (9)	37,226	4,434 (2)	256,255	10,926 (7)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	289,192 (9)	33,199	3,770 (2)	255,993	10,899 (7)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	4,289	4,027	664	262	27
対 前 年 比 A / B		(100%)	(99%)	(101%)	(100%)	(96%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(100%)	(100%)	(101%)	(100%)	(96%)
	瀬戸内海法 上の 特定事業場	(98%)	(97%)	(102%)	(100%)	(119%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排水量	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	総数	平均排水量	うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量	うち有害 物質使用 特定事業場
			50m ³ /日以上 の事業場数		50m ³ /日未満 の事業場数			50m ³ /日以上 の事業場数		50m ³ /日未満 の事業場数	
1	北海道	6,233	1,246	42	4,987	106 (1)					
2	青森県	4,799	416	20	4,383	23 (1)					
3	岩手県	5,024	620	84	4,404	117					
4	宮城県	5,928	497	39	5,431	73					
5	秋田県	3,931	511	59	3,420	135 (1)					
6	山形県	3,620	744	126	2,876	36					
7	福島県	5,341	665	149	4,676	217					
8	茨城県	9,252	1,076	114 (1)	8,176	156					
9	栃木県	7,393	1,080	112	6,313	165					
10	群馬県	4,664	1,015	88	3,649	102					
11	埼玉県	8,115	944	128	7,171	509					
12	千葉県	8,382	918	133	7,464	222 (1)					
13	東京都	1,100	120	15	980	261 (7)					
14	神奈川県	3,594	336	37	3,258	119					
15	新潟県	9,357	971	128	8,386	539					
16	富山県	2,787	508	90	2,279	128					
17	石川県	3,533	551	60	2,982	129					
18	福井県	2,457	372	71	2,085	57					
19	山梨県	4,679	458	41	4,221	149					
20	長野県	11,349	1,089	107	10,260	449 (1)					
21	岐阜県	7,940	1,143	103	6,797	187					
22	静岡県	9,024	1,264	174 (1)	7,760	201 (1)					
23	愛知県	10,359	1,453	246	8,906	418					
24	三重県	7,794	940	51	6,854	119					
25	滋賀県	3,095	712	43	2,383	40					
26	京都府	3,515	283	21	3,232	148	145	138	21	7	2
27	大阪府	2,225	174	44	2,051	301	236	219	10	17	1
28	兵庫県	7,817	582	78	7,235	389	477	448	110	29	8
29	奈良県	2,703	225		2,478	123	242	237	17	5	
30	和歌山県	2,766	352	4	2,414	38	132	131	4	1	
31	鳥取県	2,366	394	24	1,972	78					
32	島根県	3,330	400	38	2,930	58					
33	岡山県	3,481	230		3,251	64	289	265	29	24	1
34	広島県	4,328	336	60	3,992	326	333	305	56	28	7
35	山口県	3,305	256	16	3,049	145	329	318	133	11	1
36	徳島県	3,330	157	1	3,173	24	245	233	43	12	1
37	香川県	3,839	141		3,698	37	258	233	20	25	3
38	愛媛県	4,006	188		3,818	36	253	241	15	12	
39	高知県	2,700	289	16	2,411	41					
40	福岡県	5,289	713	74	4,576	143	50	47	8	3	
41	佐賀県	2,896	406	33	2,490	62					
42	長崎県	4,115	327	37	3,788	52					
43	熊本県	7,978	607	25	7,371	66					
44	大分県	4,138	221	40	3,917	26	187	170	32	17	
45	宮崎県	3,418	426	17	2,992	38					
46	鹿児島県	5,184	737	55	4,447	211					
47	沖縄県	1,572	325	5	1,247	9					
	都道府県計	234,051	27,418	2,848 (2)	206,633	7,072 (13)	3,176	2,985	498	191	24
	政令市計	54,140	5,673	950	48,467	3,422 (2)	1,012	941	179	71	8
	合計	288,191	33,091	3,798 (2)	255,100	10,494 (15)	4,188	3,926	677	262	32

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	総数	平均排水量	うち有害	平均排水量	うち有害
			50m ³ /日以上 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)		50m ³ /日以上 の事業場数	物質使用 特定事業場	50m ³ /日未満 の事業場数	物質使用 特定事業場
1	札幌市	145	46	6	99	3					
2	函館市	251	46		205	6					
3	旭川市	189	30	3	159	12					
4	八戸市	646	81	12	565	7					
5	盛岡市	390	36	9	354	24					
6	仙台市	818	68	24	750	21 (2)					
7	秋田市	470	81	12	389	3					
8	山形市	625	85	9	540	28					
9	福島市	642	133	18	509	21					
10	郡山市	807	121	26	686	39					
11	いわき市	1,185	184	38	1,001	29					
12	水戸市	531	51	1	480						
13	宇都宮市	790	66	9	724	33					
14	前橋市	486	92	3	394	13					
15	高崎市	195	47	19	148	13					
16	川越市	362	38	11	324	80					
17	川口市	183	23	8	160	24					
18	所沢市	174	22	6	152	14					
19	さいたま市	827	79	13	748	41					
20	越谷市	294	24	1	270	28					
21	草加市	206	18	5	188	16					
22	千葉市	527	83	22	444	17					
23	市川市	419	91	18	328	18					
24	船橋市	698	244	20	454	20					
25	松戸市	400	55	6	345	32					
26	柏市	287	63	9	224	16					
27	市原市	589	102	26	487	12					
28	八王子市	679	65	10	614	83					
29	町田市	99	25	4	74	43					
30	横浜市	1,644	95	40	1,549	276					
31	川崎市	955	71	42	884	92					
32	横須賀市	302	23	13	279	41					
33	藤沢市	246	29	16	217	47					
34	小田原市	313	39	12	274	17					
35	相模原市	934	36	13	898	106					
36	大和市	164	16	5	148	28					
37	平塚市	301	14	4	287	74					
38	厚木市	337	11	4	326	49					
39	茅ヶ崎市	114	9	3	105	19					
40	新潟市	1,427	161	17	1,266	119					
41	富山市	602	154	43	448	27					
42	金沢市	531	87	14	444	16					
43	福井市	434	103	15	331	28					
44	甲府市	622	51	10	571	64					
45	長野市	1,195	72	14	1,123	63					
46	松本市	514	35	4	479	44					
47	岐阜市	933	74	10	859	36					
48	静岡市	1,185	133	38	1,052	80					
49	浜松市	993	101	29	892	33					
50	沼津市	697	87	14	610	12					

	水質汚濁防止法上の特定事業場						瀬戸内海法上の特定事業場					
	総数	平均排水量		うち有害物質		総数	平均排水量		うち有害物質			
		50m ³ /日以上 の事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)		50m ³ /日以上 の事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数	物質使用 特定事業場	物質使用 特定事業場		
51 富士市	653	150	12	503	23							
52 名古屋市	466	84	23	382	51							
53 豊橋市	808	109	21	699	45							
54 豊田市	801	146	25	655	24							
55 春日井市	542	80	17	462	50							
56 一宮市	503	88	13	415	30							
57 岡崎市	522	111	10	411	30							
58 四日市市	869	109	18	760	19							
59 大津市	323	40	11	283	29							
60 京都市	1,063	10	4	1,053	6	37	34	6	3			
61 大阪市	67	12		55	25	16	13	7	3			
62 堺市	712	39		673	57	97	94	23	3	2		
63 豊中市	41	2	2	39	5							
64 吹田市	74	6		68	2							
65 高槻市	199	11		188	58	14	14	5				
66 枚方市	199	27	2	172	19							
67 茨木市	82	2		80	16							
68 八尾市	417	17		400	61							
69 寝屋川市	197	16		181	28							
70 東大阪市	358	33		325	27							
71 岸和田市	296	10		286	43							
72 神戸市	752	41	5	711	82	51	49	1	2			
73 姫路市	437	43		394	14	59	56	8	3	1		
74 尼崎市	81	3		78	16							
75 明石市	278	15	4	263	6							
76 西宮市	214	5		209	32							
77 加古川市	269	16		253	24							
78 宝塚市	103			103	9							
79 奈良市	302	9	2	293	12	23	18	3	5			
80 和歌山市	739	50	5	689	47	84	81	6	3			
81 岡山市	1,023	67		956	27	108	101	15	7			
82 倉敷市	842	16		826	22	153	143	35	10	4		
83 広島市	965	40		925	74	49	44	8	5			
84 呉市	677	25		652	50							
85 福山市	862	34		828	37	56	52	9	4			
86 下関市	617	31		586	9							
87 徳島市	728	59		669	21							
88 高松市	796	40		756	17	38	33	7	5			
89 松山市	893	60		833	11	84	81	1	3			
90 高知市	600	97	24	503	12							
91 北九州市	192	9		183	20	56	51	24	5			
92 福岡市	488	31	3	457	2							
93 久留米市	470	58	4	412	21							
94 長崎市	727	49	4	678	63							
95 佐世保市	555	53	1	502	1							
96 熊本市	554	50	18	504	9							
97 大分市	1,195	62		1,133	91	87	77	21	10	1		
98 宮崎市	591	46	1	545	9							
99 鹿児島市	641	62	13	579	69							
政令市計	54,140	5,673	950	48,467	3,422 (2)	1,012	941	179	71	8		

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等

	釜房ダム貯水池			霧ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖				琵琶湖			児島湖			中海		穴道湖	総数
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	島根県						
1																										2	2	
1の2																											7	
2																											24	
3																											26	
4																											19	
5																											12	
6																											0	
7																											1	
8																											3	
9																											0	
10																											20	
11																											0	
12																											0	
13																											0	
14																											0	
15																											1	
16																											13	
17																											5	
18																											0	
18の2																											2	
18の3																											0	
19																											35	
20																											0	
21																											2	
21の2																											0	
21の3																											2	
21の4																											1	
22																											1	
23																											6	
23の2																											0	
24																											0	
25																											0	
26																											1	
27																											3	
28																											1	
29																											0	
30																											0	
31																											0	
32																											1	
33																											10	
34																											0	
35																											0	
36																											0	
37																											0	
38																											0	
39																											0	
40																											0	
41																											0	
42																											1	
43																											0	
44																											0	
45																											0	
46																											6	
47																											10	
48																											0	

	釜房 ダム 貯水池	霧ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				児島湖			中海		宍道湖	総数						
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	鳥根県							
49																								1					
50																								0					
51																								0					
51の2			2							1														4					
51の3			1																					1					
52																								0					
53					2																			6					
54																								6					
55			4																					7					
56																								0					
57																								1					
58			1																					4					
59																								1					
60	1																						1	2					
61					2					1											4			8					
62			2		1																			5					
63			6																					24					
63の2																								0					
63の3																								0					
64											1												1	2					
64の2											1												1	14					
65			15		8		1	2		3													1	91					
66			7							1													1	20					
66の2	8		4							1													3	81					
66の3			4		2			1															1	11					
66の4			3		6																			22					
66の5			8		6	1		2			2												2	70					
66の6																								1					
66の7			1																					1					
67			5		1																		1	15					
68																								3					
68の2			3		4	1		2		1														16					
69			2																					3					
69の2																								0					
69の3					1					1													1	4					
70																								0					
70の2																								0					
71			1																					6					
71の2			4		3		1			1													2	31					
71の3																								1					
71の4			1																					1					
71の5																								0					
71の6					1																			1					
72			32	3	36	1	9	9	1	7	16												6	3	19	227			
74			4								1													1	1	11			
みなし指定地域特定施設1			6		3						1													1	3	35			
みなし指定地域特定施設2	6		69	1	34	3	26	21	6	28	31												4	126	55	29	22	63	882
湖沼特定事業場数	15	0	234	4	130	9	37	38	7	49	81	0	728	32	0	0	10	160	89	58	45	110						1,836	
1			7			1	1				3		6															3	21
2			103								1																		104
指定施設	0	0	110	0	0	1	1	0	0	0	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	125	
準用指定施設	25	0	1,077	0	0	17	3	0	0	0	24	0	167	0	0	0	0	8	0	2	20	30						1,373	
総計	40	0	1,421	4	130	27	41	38	7	49	109	0	901	32	0	0	10	168	89	60	65	143						3,334	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	71,184 (24%)	4,815	66,369
2	畜産農業(1の2)	34,089 (12%)	430	33,659
3	自動式車両洗浄施設(71)	29,598 (10%)	109	29,489
4	洗たく業(67)	24,882 (9%)	530	24,352
5	豆腐・煮豆製造業(17)	15,325 (5%)	316	15,009
6	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	13,157 (4%)	3,264	9,893
7	し尿処理施設(72)	12,692 (4%)	11,150	1,542
8	水産食料品製造業(3)	9,209 (3%)	772	8,437
9	写真現像業(68)	6,698 (2%)	26	6,672
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	6,051 (2%)	1,488	4,563
総計		222,885 (76%)	22,900	199,985

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質
			50m ³ /日以上の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) 154	44	9	110	3
		(瀨) 15	10	3	5	1
		169	54	12	115	4
1 の 2	畜産農業	(水) 34,083	424	7 (1)	33,659	15
		(瀨) 6	6			
		34,089	430	7 (1)	33,659	15
2	畜産食料品製造業	(水) 3,000	626	3	2,374	
		(瀨) 98	98			
		3,098	724	3	2,374	
3	水産食料品製造業	(水) 9,138	702		8,436	
		(瀨) 71	70		1	
		9,209	772		8,437	
4	保存食料品製造業	(水) 4,738	545	1	4,193	
		(瀨) 75	73		2	
		4,813	618	1	4,195	
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) 3,591	153	4	3,438	
		(瀨) 24	24	2		
		3,615	177	6	3,438	
6	小麦粉製造業	(水) 13			13	
		(瀨) 13			13	
7	砂糖製造業	(水) 63	36		27	
		(瀨) 6	6			
		69	42		27	
8	パン・菓子製造業	(水) 1,212	54	1	1,158	
		(瀨) 25	25			
		1,237	79	1	1,158	
9	米菓・こうじ製造業	(水) 649	61		588	
		(瀨) 1	1			
		650	62		588	
10	飲料製造業	(水) 4,082	461	7	3,621	4
		(瀨) 70	68	1	2	
		4,152	529	8	3,623	4
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) 496	108	1	388	3
		(瀨) 8	8			
		504	116	1	388	3
12	動物性油脂製造業	(水) 268	51		217	2
		(瀨) 17	17	1		
		285	68	1	217	2
13	イースト製造業	(水) 20	3		17	
		(瀨) 20	3		17	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) 122	82		40	
		(瀨) 4	4			
		126	86		40	

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	33	15	1	18
		(瀨)	1	1		
			34	16	1	18
16	めん類製造業	(水)	3,416	122		3,294
		(瀨)	40	38		2
			3,456	160		3,296
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	15,277	269		15,008
		(瀨)	48	47		1
			15,325	316		15,009
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	44	5		39
		(瀨)	1	1		
			45	6		39
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	477	106		371
		(瀨)	34	34		
			511	140		371
18 の 3	たばこ製造業	(水)	12	5		7
		(瀨)	2	2	1	
			14	7	1	7
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,791	458	89	2,333
		(瀨)	236	234	27	2
			3,027	692	116	2,335
20	洗毛業	(水)	17	4	1	13
		(瀨)				
			17	4	1	13
21	化学繊維製造業	(水)	39	28	9	11
		(瀨)	20	20	8	
			59	48	17	11
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	188	11		177
		(瀨)				
			188	11		177
21 の 3	合板製造業	(水)	348	16	1	332
		(瀨)	3	2		1
			351	18	1	333
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	26	2		24
		(瀨)	1	1		
			27	3		24
22	木材薬品処理業	(水)	378	10	5	368
		(瀨)				
			378	10	5	368
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	783	377	39	406
		(瀨)	103	103	16	
			886	480	55	406
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,485	31	8	1,454
		(瀨)	5	5	2	
			1,490	36	10	1,454

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		平均排水量		
			50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	63	18	9	45	4
		(瀨)	12	12	10		
			75	30	19	45	4
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	5	3	3	2	
		(瀨)	1	1	1		
			6	4	4	2	
26	無機顔料製造業	(水)	38	19	7	19	6
		(瀨)	18	18	12		
			56	37	19	19	6
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	355	140	57	215	63
		(瀨)	89	87	51	2	
			444	227	108	217	63
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	40	12	5	28	4
		(瀨)	4	4	1		
			44	16	6	28	4
29	コーラール製品製造業	(水)	4			4	
		(瀨)	4	4	2		
			8	4	2	4	
30	発酵工業	(水)	25	9	1	16	
		(瀨)	1	1			
			26	10	1	16	
31	メタン誘導品製造業	(水)	14	5	3	9	3
		(瀨)	1	1	1		
			15	6	4	9	3
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	48	19	9	29	6
		(瀨)	7	7	3		
			55	26	12	29	6
33	合成樹脂製造業	(水)	241	124	51	117	15
		(瀨)	42	41	15	1	
			283	165	66	118	15
34	合成ゴム製造業	(水)	12	8	5	4	1
		(瀨)	2	2	1		
			14	10	6	4	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	8	4	2	4	1
		(瀨)	4	4	3		
			12	8	5	4	1
36	合成洗剤製造業	(水)	13	4		9	
		(瀨)	2	2	1		
			15	6	1	9	
37	その他石油化学工業	(水)	68	37	20	31	8
		(瀨)	32	32	19		
			100	69	39	31	8
38	石けん製造業	(水)	28	2	1	26	
		(瀨)	3	3	1		
			31	5	2	26	

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	4	3		1
		(瀨)	4	3		1
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	5	2		3
		(瀨)	2	2		
			7	4		3
41	香 料 製 造 業	(水)	43	15	6	28
		(瀨)	4	4	2	
			47	19	8	28
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	8	3		5
		(瀨)	1	1		
			9	4		5
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	14	7	3	7
		(瀨)	1	1		1
			15	8	3	7
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	7	1		6
		(瀨)	7	1		6
45	木 材 化 学 業	(水)	2	1		1
		(瀨)	2	1		1
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	350	168	76	182
		(瀨)	50	49	23	1
			400	217	99	183
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	318	168	69	150
		(瀨)	30	29	14	1
			348	197	83	151
48	火 薬 製 造 業	(水)	8	3	2	5
		(瀨)	3	3	1	
			11	6	3	5
49	農 薬 製 造 業	(水)	32	6	5	26
		(瀨)	1	1	1	
		33	7	6	26	
50	有 機 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	4			4
		(瀨)	4			4
51	石 油 精 製 業	(水)	67	26	16	41
		(瀨)	17	17	10	
			84	43	26	41
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	168	47	23	121
		(瀨)	17	17	9	
			185	64	32	121
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド(ラテックス成 形型)製造業	(水)	17	6	1	11
		(瀨)	17	6	1	11

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		平均排水量		
			50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	128	6	4	122	5
		(瀨)	2	2	1		
			130	8	5	122	5
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	872	144	92 (1)	728	341
		(瀨)	10	10	7		
			882	154	99 (1)	728	341
54	セメント製品製造業	(水)	3,230	77	12	3,153	115
		(瀨)	14	11	8	3	
			3,244	88	20	3,156	115
55	生コンクリート製造業	(水)	5,673	377	6	5,296	129
		(瀨)	26	26	1		
			5,699	403	7	5,296	129
56	有機質壁材製造業	(水)	28	2	1	26	2
		(瀨)					
			28	2	1	26	2
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	9	8	3	1	
		(瀨)	1	1			
			10	9	3	1	
58	窯業原料精製業	(水)	908	86	29	822	82
		(瀨)	5	5	3		
			913	91	32	822	82
59	砕 石 業	(水)	886	87	3	799	4
		(瀨)	20	17	1	3	
			906	104	4	802	4
60	砂 利 採 取 業	(水)	2,357	292		2,065	3
		(瀨)	13	12		1	
			2,370	304		2,066	3
61	鉄 鋼 業	(水)	277	97	43	180	15
		(瀨)	45	45	25		
			322	142	68	180	15
62	非鉄金属製造業	(水)	251	71	44	180	49
		(瀨)	20	19	14	1	1
			271	90	58	181	50
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,313	466	280	1,847	487
		(瀨)	72	67	35	5	2
			2,385	533	315	1,852	489
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	46	6		40	
		(瀨)	1	1			
			47	7		40	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	25	22	11	3	
		(瀨)	15	15	8		
			40	37	19	3	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	52	24	6	28	2
		(瀨)	7	5	4	2	1
			59	29	10	30	3

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質		
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	686	245	27	441	25
		(瀨)	61	45	4	16	
			747	290	31	457	25
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,859	1,302	718	4,557	1,352 (4)
		(瀨)	192	186	114	6	2
			6,051	1,488	832	4,563	1,354 (4)
66	電気メッキ施設	(水)	2,234	599	535	1,635	1,068 (1)
		(瀨)	57	42	32	15	3
			2,291	641	567	1,650	1,071 (1)
66 の 2	旅館業	(水)	70,691	4,382	45	66,309	32
		(瀨)	493	433	5	60	
			71,184	4,815	50	66,369	32
66 の 3	共同調理場	(水)	858	236		622	
		(瀨)	50	47		3	
			908	283		625	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	878	285		593	
		(瀨)	64	58		6	
			942	343		599	
66 の 5	飲食店	(水)	2,937	899	29	2,038	21
		(瀨)	283	239	12	44	
			3,220	1,138	41	2,082	21
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	32	7		25	
		(瀨)	2	1		1	
			34	8		26	
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	53	2		51	2
		(瀨)					
			53	2		51	2
67	洗たく業	(水)	24,830	483	71	24,347	2,423 (2)
		(瀨)	52	47	4	5	1
			24,882	530	75	24,352	2,424 (2)
68	写真現像業	(水)	6,689	20	2	6,669	247
		(瀨)	9	6	1	3	
			6,698	26	3	6,672	247
68 の 2	病院	(水)	732	404	105	328	76
		(瀨)	133	130	40	3	1
			865	534	145	331	77
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	233	129	4	104	
		(瀨)	13	12		1	
			246	141	4	105	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	27	12	1	15	
		(瀨)	3	3			
			30	15	1	15	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	72	38		34	
		(瀨)	4	4			
			76	42		34	

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		平均排水量		
			50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	4	3		1	1
		(瀨)	5	4		1	1
			9	7		2	2
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	812	11	2	801	6
		(瀨)	3	1		2	
			815	12	2	803	6
71	自動式車両洗淨施設	(水)	29,579	94	2	29,485	66
		(瀨)	19	15	1	4	
			29,598	109	3	29,489	66
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,418	501	306	3,917	1,702 (4)
		(瀨)	105	81	53	24	17
			4,523	582	359	3,941	1,719 (4)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,192	65	18	1,127	126
		(瀨)	16	12	5	4	
			1,208	77	23	1,131	126
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	485	89	23	396	70
		(瀨)	7	6	4	1	
			492	95	27	397	70
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗淨施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,320	78	76	1,242	1,154 (2)
		(瀨)	6	5	4	1	1
			1,326	83	80	1,243	1,155 (2)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	57	11	5	46	38
		(瀨)	1	1	1		
			58	12	6	46	38
72	し尿処理施設	(水)	11,634	10,117	227	1,517	42
		(瀨)	1,058	1,033	40	25	
			12,692	11,150	267	1,542	42
73	下水道終末処理施設	(水)	2,075	2,048	342	27	3
		(瀨)					
			2,075	2,048	342	27	3
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	619	328	70	291	29
		(瀨)	40	39	8	1	
			659	367	78	292	29
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		13,157	3,264	95	9,893	203
			13,157	3,264	95	9,893	203
合 計		(水)	288,191	33,091	3,798 (2)	255,100	10,494 (15)
		(瀨)	4,188	3,926	677	262	32
			292,379	37,017	4,475 (2)	255,362	10,526 (15)

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条出 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届出	第10条出 届出	第11条出 届出
	第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計			
1	北海道		118	135						72
2	青森県		49	46			1		347	20
3	岩手県		87	52			1		121	47
4	宮城県		87	63					191	30
5	秋田県		96	56			1		143	37
6	山形県		115	56					199	62
7	福島県		87	64					169	20
8	茨城県		219	77			1		172	46
9	栃木県		176	68			1		286	48
10	群馬県		106	64					260	52
11	埼玉県		173	182			21		205	46
12	千葉県		102	43					541	21
13	東京都	1	64	46					356	18
14	神奈川県		55	47			1		98	15
15	新潟県		133	137			1		102	103
16	富山県		55	43					365	20
17	石川県		33	55					93	37
18	福井県		26	19					156	3
19	山梨県		76	33					60	39
20	長野県		54	41					155	19
21	岐阜県		145	87					121	81
22	静岡県		139	144					154	49
23	愛知県		399	319					276	131
24	三重県		114	71					990	26
25	滋賀県		136	157					102	27
26	京都府		57	21					247	27
27	大阪府		54	35			1		112	28
28	兵庫県		67	48			1		55	50
29	奈良県		31	16					226	6
30	和歌山県		79	13					43	16
31	鳥取県		50	60					88	90
32	島根県		58	64					150	12
33	岡山県		39	26					119	39
34	広島県		68	49					85	128
35	山口県		46	27					194	19
36	徳島県		51	10					66	6
37	香川県		44	43			1		43	32
38	愛媛県		56	46					87	63
39	高知県		43	21					303	24
40	福岡県		67	49					78	34
41	佐賀県		74	31					160	28
42	長崎県		98	64					131	89
43	熊本県		85	41					320	31
44	大分県		89	12					84	12
45	宮崎県		87	90					46	29
46	鹿児島県		145	23					83	12
47	沖縄県		25	13					53	7
	都道府県計		4,257	2,907	0	0	0	31	8,455	1,851
	政令市計		1,410	1,037	0	0	0	8	3,385	455
	合計		5,667	3,944	0	0	0	39	11,840	2,306

	第5条の届出			第7条出 届	第8条に基づくと 第5条関係			第6条出 届	第10条出 届	第11条出 届
	第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計			
1	札幌市	幌館市	1		1	11			5	3
2	札幌市	旭川市	1		1	22			12	
3	札幌市	八戸市	8		8	5			21	7
4	札幌市	盛岡市	3		3	13			15	1
5	札幌市	仙台市	14		14	4			22	2
6	仙台市	秋田市	15		15	66			17	3
7	仙台市	山形市	12		12	11			42	3
8	仙台市	福島市	12		12	7			62	3
9	仙台市	福山市	13		13	3			24	2
10	仙台市	郡山市	24		24	16			49	5
11	いわき市	水戸市	31		31	16			52	3
12	宇都宮市	前橋市	1		1	2			4	1
13	宇都宮市	高崎市	24		24	8			29	6
14	高崎市	越前市	13		13	4			37	6
15	高崎市	川口市	8		8	7			6	2
16	川口市	所沢市	9		9	20		1	41	6
17	川口市	さいたま市	3		3	2			2	7
18	さいたま市	越谷市	1		1	6			34	4
19	さいたま市	草加市	14		14	21		1	86	11
20	越谷市	千代田市	3		3	1			8	
21	草加市	千葉市	4		4	11			12	2
22	千葉市	船橋市	13		13	10			58	7
23	千葉市	松戸市	18		18	14			38	7
24	船橋市	柏市	4		4	11			110	14
25	松戸市	原市	10		10	4			30	3
26	柏市	八王子市	3		3	1			19	1
27	原市	町田市	17		17	21			48	6
28	八王子市	横浜市	27		27	17			84	3
29	町田市	川崎市	2		2	2			7	
30	横浜市	横須賀市	69		69	82			121	21
31	川崎市	藤沢市	27		27	41		1	163	17
32	横須賀市	小田原市	14		14	15			36	9
33	藤沢市	相模原市	15		15	5			41	4
34	小田原市	大和市	19		19	3			30	5
35	相模原市	厚木市	28		28	25			40	7
36	大和市	平塚市	4		4	1			18	
37	平塚市	厚木市	30		30	16			57	6
38	厚木市	茅ヶ崎市	18		18	6			35	4
39	茅ヶ崎市	新潟市	5		5	3			20	
40	新潟市	富山市	16		16	21			82	3
41	富山市	金沢市	19		19	11			9	5
42	金沢市	福井市	14		14	8			28	6
43	福井市	甲府市	13		13	2			6	1
44	甲府市	長野市	9		9	2			12	4
45	長野市	松本市	44		44	19			67	16
46	松本市	岐阜市	16		16	13			55	3
47	岐阜市	静岡市	17		17	18			44	7
48	静岡市	浜松市	10		10	8			10	2
49	浜松市	沼津市	9		9	24			36	5
50	沼津市		9		9	9			31	8

		第5条の届出			第7条出 届	第8条に基づくと 第5条関係 第7条関係 計			第6条 届出	第10条出 届	第11条出 届
		第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計			
51	富士市	9		9	17					51	3
52	名古屋	32		32	23					67	8
53	豊橋市	11		11	23					68	13
54	豊田市	108		108	51				1	141	11
55	春日井市	17		17	12				2	42	1
56	一宮市	10		10	6					30	2
57	岡崎市	33		33	15					85	9
58	四日市	27		27	26					40	5
59	大津市	34		34	8					45	2
60	京都	8		8	2					22	5
61	大阪	10		10	5					31	
62	堺市	4		4	8					17	7
63	豊中市	3		3	2					2	
64	吹田市	6		6						5	3
65	高槻市	6		6	5					15	3
66	枚方市	31		31	8					46	8
67	茨木市	7		7	1					4	4
68	八尾市	5		5	4					24	2
69	寝屋川市	5		5	5					1	
70	東大阪				1					14	1
71	岸和田	7		7	4					17	5
72	神戸	5		5	6					45	11
73	姫路	9		9	5					29	
74	尼崎市	4		4						9	1
75	明石市	6		6	1					11	1
76	西宮市	6		6	1					14	1
77	加古川	4		4	10					39	1
78	宝塚				3					9	
79	奈良	5		5	2					6	2
80	和歌山	6		6	2					10	3
81	岡山	34		34	22					79	14
82	倉敷	14		14	6					26	5
83	広島	26		26	8				2	69	7
84	呉市	9		9	7					19	3
85	福山市	13		13	5					18	1
86	下関	1		1	3					6	
87	徳島	15		15	2					14	
88	高松	12		12	6					46	3
89	高山	7		7	11					45	6
90	高知	10		10	1					5	2
91	北九州	5		5	5					13	1
92	福岡				3					5	
93	久留米	7		7	2					11	
94	長崎	14		14	4					29	11
95	佐世保	3		3	2					4	3
96	熊本	33		33	7					12	3
97	大分	23		23	10					47	3
98	宮崎	26		26	2					41	9
99	鹿児島	27		27	7					42	21
政令市計		1,410	0	1,410	1,037	0	0	0	8	3,385	455

表7 改善命令、行政指導、立入検査件数等

水質汚濁防止法

			改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)	要請 (第23条第4項)		行政指導		立入検査(第22条第1項)			
			第13条 第1項	第13条の 2第1項	第13条 第1項	第13条の 2第1項		公共用 水 域	地下水	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	計	
														うち瀬戸 内海法対 象区域に おけるもの	
1	北海道								249	5	1,504	4	1,508		
2	青森県								39	1	499	1	500		
3	岩手県	1							92		552	2	554		
4	宮城県								129		1,010		1,010		
5	秋田県								193		641		641		
6	山形県	2							130	3	292	5	297		
7	福島県								56		387		387		
8	茨城県								208	2	637		637		
9	栃木県								252		475		475		
10	群馬県	1	1						273		559		559		
11	埼玉県	1							787		2,224		2,224		
12	千葉県								34		343		343		
13	東京都								27		530		530		
14	神奈川県								11		595		595		
15	新潟県								110	2	641	4	645		
16	富山県								7		321		321		
17	石川県								22		266		266		
18	福井県								23		174		174		
19	山梨県	2							92		576		576		
20	長野県	2							179		889		889		
21	岐阜県								14		1,224		1,224		
22	静岡県								34		636	26	662		
23	愛知県								239		4,900		4,900		
24	三重県	1							126		339		339		
25	滋賀県								190		786		786		
26	京都府								14		270		270	39	
27	大阪府								42		872		872	447	
28	兵庫県								25		852		852	250	
29	奈良県								28		315		315	123	
30	和歌山県										173		173	63	
31	鳥取県								37		786		786		
32	島根県								50		150		150		
33	岡山県								57		670		670	225	
34	広島県	5							110		568		568	337	
35	山口県								69		882		882	412	
36	徳島県	3							9		389	2	391	201	
37	香川県	2		2					835		834	1	835	343	
38	愛媛県								18		435		435	162	
39	高知県	1							3		220		220		
40	福岡県	1							60		681		681	48	
41	佐賀県								76		775	8	783		
42	長崎県								105		1,110		1,110		
43	熊本県								14		782		782		
44	大分県								31		1,474	2	1,476	258	
45	宮崎県								108		465		465		
46	鹿児島県	2							40		386	4	390		
47	沖縄県								27	1	229		229		
都道府県計		24	1	2	0	0	0	0	5,274	14	34,318	59	34,377	2,908	
政令市計		9	1	2	1	0	0	0	1,749	75	13,134	461	13,595	2,781	
合計		33	2	4	1	0	0	0	7,023	89	47,452	520	47,972	5,689	

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)	要請 (第23条第4項)		行政指導		立入検査(第22条第1項)			
		第13条 第1項	第13条の 2第1項	第13条 第1項	第13条の 2第1項		公共用 水 域	地下水	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	計	うち瀬戸 内海法対 象区域に おけるもの
1	札幌市	1							3		88		88	
2	函館市								1		26		26	
3	旭川市								3		66		66	
4	八戸市								42		81	13	94	
5	盛岡市								39		42		42	
6	仙台市								18		249		249	
7	秋田市								7		117	7	124	
8	山形市								12		58	3	61	
9	福島市								31		124		124	
10	郡山市								8	3	114		114	
11	いわき市								31		123		123	
12	水戸市								1		46		46	
13	宇都宮市								1		86		86	
14	前橋市								30		148		148	
15	高崎市	1							17		142	2	144	
16	川越市								34		349		349	
17	川口市								15		133		133	
18	所沢市								11		99		99	
19	さいたま市								36		373		373	
20	越谷市								35		121		121	
21	草加市								21		65		65	
22	千葉市	2	1	2	1				17		138		138	
23	市川市								12		92		92	
24	船橋市								10		195		195	
25	松戸市								17		142		142	
26	柏市	2							11		87		87	
27	市原市	1							15		143		143	
28	八王子市								3		42		42	
29	町田市								7		57		57	
30	横浜市								351	72	543		543	
31	川崎市								20		306	2	308	
32	横須賀市								2		59	5	64	
33	藤沢市								2		105		105	
34	小田原市										45		45	
35	相模原市								10		115		115	
36	大和市										61		61	
37	平塚市								20		94		94	
38	厚木市								2		9		9	
39	茅ヶ崎市								2		58		58	
40	新潟市								9		133	4	137	
41	富山市								9		146		146	
42	金沢市								52		203		203	
43	福井市								28		61		61	
44	甲府市								1		19		19	
45	長野市								23		123		123	
46	松本市								9		124	2	126	
47	岐阜市								4		42		42	
48	静岡市								9		53	8	61	
49	浜松市								7		101		101	
50	沼津市								15		41	19	60	

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)	要請 (第23条第4項)		行政指導		立入検査(第22条第1項)			
		第13条 第1項	第13条の 2第1項	第13条 第1項	第13条の 2第1項		公共用 水 域	地下水	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	計	
													うち瀬戸 内海法対 象区域に おけるもの	
51	富士市								6		173	69	242	
52	名古屋市								23		292	17	309	
53	豊橋市								52		270		270	
54	豊田市								7		160		160	
55	春日井市								23		260	2	262	
56	一宮市								20		102		102	
57	岡崎市								22		238		238	
58	四日市市								5		37		37	
59	大津市								9		90		90	
60	京都府								1		65		65	31
61	大阪府								2		105	8	113	54
62	堺市								25		166	5	171	86
63	豊中市								1		9		9	
64	吹田市								18		58		58	34
65	高槻市								5		74	3	77	38
66	枚方市								27		312		312	97
67	茨木市										48		48	19
68	八尾市								37		163		163	31
69	寝屋川市								1		80		80	23
70	東大阪府								2		178		178	58
71	岸和田市								9		60		60	12
72	神戸市								30		281		281	116
73	姫路市								9		225	14	239	177
74	尼崎市								5		217	36	253	167
75	明石市								3		118		118	67
76	西宮市								2		57		57	29
77	加古川市								78		254		254	144
78	宝塚市										13		13	10
79	奈良市								2		56		56	30
80	和歌山県	1							9		215	127	342	233
81	岡山市								70		272		272	113
82	倉敷市								26		393	33	426	357
83	広島市								17		166	17	183	68
84	呉市								2		94	8	102	57
85	福山市	1							13		147	6	153	89
86	下関市								9		57	8	65	53
87	徳島市								16		178		178	93
88	高松市								10		126		126	58
89	松山市								10		297	29	326	153
90	高知市								8		41		41	
91	北九州市								8		168	5	173	136
92	福岡市								1		42		42	
93	久留米市								12		74		74	
94	長崎市								1		55		55	
95	佐世保市								5		89		89	
96	熊本市										52		52	
97	大分市								13		304	9	313	148
98	宮崎県								20		38		38	
99	鹿児島市								12		178		178	
政令市計		9	1	2	1	0	0	0	1,749	75	13,134	461	13,595	2,781

表 8 改善命令及び一時停止命令の発動業種別内訳

改善命令

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
保存食料品製造業(4)	5	pH、BOD、SS、大腸菌群数
電気メッキ施設(66)	5	シアン化合物、六価クロム、ジクロロメタン、COD、銅、亜鉛、りん含有量
酸・アルカリ表面処理施設(65)	4	カドミウム、鉛、pH、SS、銅、窒素含有量
洗たく業(67)	3	トリクロロエチレン
豆腐・煮豆製造業(17)	2	BOD、SS、大腸菌群数
紡績・繊維製品製造業(19)	2	ジクロロメタン、BOD、COD
鉄鋼業(61)	2	シアン化合物、pH
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	2	BOD、COD、SS、大腸菌群数
病院(68の2)	2	pH、BOD、COD、SS
し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	2	pH、BOD
水産食料品製造業(3)	1	COD、SS
冷凍調理食品製造業(18の2)	1	BOD、SS
パルプ・紙・紙加工品製造業(23)	1	BOD、SS
コーラタール製品製造業(29)	1	シアン化合物、ふっ素
水道・工業用水道施設(64の2)	1	鉛、砒素、SS
特定事業場からの廃水処理施設(74)	1	1,2-ジクロロエタン

一時停止命令

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
鉄鋼業(61)	3	シアン化合物、pH
電気メッキ施設(66)	2	シアン化合物、六価クロム

(注) 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁防 止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令	
1 北海道				4	3	24	6		
2 青森県				3	1	3			
3 岩手県				4		2			
4 宮城県						7			
5 秋田県				2		14	2		
6 山形県						22			
7 福島県				2		3			
8 茨城県				9			1		
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県				2	1	3			
12 千葉県				4					
13 東京都						1			
14 神奈川県									
15 新潟県				11		10	2		
16 富山県				3		1	1		
17 石川県									
18 福井県				1					
19 山梨県				1		3			
20 長野県	1			5		8			
21 岐阜県									
22 静岡県						2			
23 愛知県				5		5			
24 三重県				1					
25 滋賀県				8		1			
26 京都府									
27 大阪府				2		4			
28 兵庫県				1		4			
29 奈良県									
30 和歌山県						1			
31 鳥取県				3	1	3			
32 島根県				2		2			
33 岡山県				3		11			
34 広島県				2					
35 山口県	1			7		7			
36 徳島県						2			
37 香川県	1								
38 愛媛県							1		
39 高知県						2			
40 福岡県				3		13			
41 佐賀県				4		8			
42 長崎県						13			
43 熊本県	1			6		8			
44 大分県				3		7			
45 宮崎県				1		7			
46 鹿児島県				2					
47 沖縄県						2	1		
都道府県計	4	0	0	104	6	203	14	0	0
政令市計	0	0	0	41	5	55	22	0	0
合計	4	0	0	145	11	258	36	0	0

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁防 止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令	
1 札幌市				3	2	5	18		
2 函館市									
3 旭川市									
4 八戸市				1		1			
5 盛岡市				1	1				
6 仙台市									
7 秋田市				3		3			
8 山形市				1					
9 福島市				1					
10 郡山市									
11 いわき市									
12 水戸市									
13 宇都宮市				1	1				
14 前橋市									
15 高崎市						1			
16 川越市				2					
17 川口市									
18 所沢市						1			
19 さいたま市									
20 越谷市									
21 草加市									
22 千葉市									
23 市川市				2					
24 船橋市									
25 松戸市				1		1			
26 柏市									
27 市原市									
28 八王子市									
29 町田市									
30 横浜市						6	1		
31 川崎市									
32 横須賀市									
33 藤沢市									
34 小田原市									
35 相模原市									
36 大和市									
37 平塚市				1					
38 厚木市									
39 茅ヶ崎市									
40 新潟市				1		1			
41 富山市									
42 金沢市									
43 福井市				1		8			
44 甲府市									
45 長野市				3	1		1		
46 松本市				1		2	1		
47 岐阜市									
48 静岡市				1		4			
49 浜松市									
50 沼津市				1		2			

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁防 止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水 域	地下 水	公共用 水 域	地下 水	応急措置 命 令	
51 富士市									
52 名古屋市									
53 豊橋市									
54 豊田市									
55 春日井市							1		
56 一宮市							1		
57 岡崎市									
58 四日市市									
59 大津市									
60 京都市				1					
61 大阪市									
62 堺市									
63 豊中市									
64 吹田市									
65 高槻市									
66 枚方市				1					
67 茨木市						1			
68 八尾市									
69 寝屋川市									
70 東大阪市									
71 岸和田市				2		1			
72 神戸市				1		1			
73 姫路市									
74 尼崎市									
75 明石市									
76 西宮市									
77 加古川市				1		3			
78 宝塚市									
79 奈良市									
80 和歌山市									
81 岡山市						1			
82 倉敷市				2		3			
83 広島市									
84 呉市									
85 福山市									
86 下関市									
87 徳島市									
88 高松市				1					
89 松山市				3		2			
90 高知市									
91 北九州市						3			
92 福岡市						1	1		
93 久留米市									
94 長崎市				1		1			
95 佐世保市				1					
96 熊本市				2					
97 大分市									
98 宮崎市									
99 鹿児島市						1			
政令市計	0	0	0	41	5	55	22	0	0

表10 排水基準違反の違反業種、違反項目別内訳

違反業種別内訳

違反業種	件数
水産食料品製造業(3)	2
保存食料品製造業(4)	1
水道・工業用水道施設(64の2)	1

違反項目別内訳

違反項目	件数
COD	3
SS	3
鉛	1
砒素	1
pH	1
大腸菌群数	1
りん含有量	1

- (注) 1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等	第13条第3項 改善措置命令	第13条の3 指導等	第14条第3項 届出	第22条第2項 報告徴収	総量規制関連 副則	その他 特定事業場数
東 京 湾	埼玉県	816				159			6,152
	千葉県	292				17			1,576
	東京都	104				56			996
	神奈川県	3				3			150
	都府県計	1,215	0	0	0	235	0	0	8,874
	政令市計	971	0	0	0	253	0	0	6,614
	合計	2,186	0	0	0	488	0	0	15,488
伊 勢 湾	岐阜県	976				586			5,594
	愛知県	1,432				379			8,711
	三重県	705				103			4,700
	都府県計	3,113	0	0	0	1,068	0	0	19,005
	政令市計	800	0	0	3	282	0	0	4,632
	合計	3,913	0	0	3	1,350	0	0	23,637
瀬 戸 内 海	京都府	254				68			1,347
	大阪府	412				66			2,226
	兵庫県	726				200			4,833
	奈良県	405				94			1,917
	和歌山県	236				62			1,067
	岡山県	495				84			3,272
	広島県	336				193			3,992
	山口県	541				41			3,042
	徳島県	332				218			2,900
	香川県	374				116			3,723
	愛媛県	417				79			3,563
	福岡県	97				42			493
	大分県	396				104			3,129
	都府県計	5,021	0	0	0	1,367	0	0	35,504
	政令市計	2,059	0	0	0	513	107	0	15,219
合計	7,080	0	0	0	1,880	107	0	50,723	
都府県合計		9,349	0	0	0	2,670	0	0	63,383
政令市合計		3,830	0	0	3	1,048	107	0	26,465
合計		13,179	0	0	3	3,718	107	0	89,848

(注)「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

		指定地域内	第8条の2	第13条第3項	第13条の3	第14条第3項	第22条第2項	総量規制関連	その他
		事業場数	計画変更命令等	改善措置命令	指導等	届出	報告徴収	副則	特定事業場数
東 京 湾	川越市	38				17			324
	川口市	23				6			160
	所沢市	22				1			152
	さいたま市	79				34			748
	越谷市	24				1			270
	草加市	18				18			188
	千葉市	64				21			394
	市川市	91				27			328
	船橋市	212				21			369
	松戸市	49				24			330
	柏市	8				2			12
	市原市	97				23			493
	八王子市	65				20			614
	町田市	19				2			49
横浜市	81				12			1,086	
川崎市	71				18			884	
横須賀市	10				6			213	
政令市計	971	0	0	0	253	0	0	6,614	
伊 勢 湾	岐阜市	74				31			859
	名古屋市	84			2	31			382
	豊橋市	108				24			688
	豊田市	146				60			655
	春日井市	80			1	16			462
	一宮市	88				11			415
	岡崎市	111				79			411
	四日市市	109				30			760
政令市計	800	0	0	3	282	0	0	4,632	
瀬 戸 内 海	京都市	43				6			1,096
	大阪市	25				1			58
	堺市	133				15			676
	豊中市	2				2			39
	吹田市	13				1			71
	高槻市	23				21			196
	枚方市	63				10	107		271
	茨木市	10							80
	八尾市	38				3			400
	寝屋川市	16				16			180
	東大阪市	33				1			325
	岸和田市	16				2			286
	神戸市	81				17			711
	姫路市	99				20			397
	尼崎市	24				22			87
	明石市	39				8			264
	西宮市	19				15			210
	加古川市	48				18			258
	宝塚市	6				6			103
	奈良市	27				6			298
和歌山市	131				11			691	
岡山市	202				45			1,058	
倉敷市	168				31			886	
広島市	83				37			930	
呉市	42				5			653	
福山市	74				70			844	
下関市	76				2			561	
徳島市	114				18			672	
高松市	73				4			761	
松山市	141				73			835	
北九州市	58				9			179	
大分市	139				18			1,143	
政令市計	2,059	0	0	0	513	107	0	15,219	
政令市合計	3,830	0	0	3	1,048	107	0	26,465	

表12 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項出届	第8条第4項出届	第9条出届	第10条第3項出届
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計				
京都府	10	10			27	27								48	3
大阪府	15	15			45	45							6	59	13
兵庫県	44	36		8	66	65		1					8	150	7
奈良県	5	5			1	1								6	4
和歌山県	7	7			16	16								29	5
岡山県	18	18			26	26							4	40	14
広島県	24	20		4	43	42		1					20	55	10
山口県	38	30		8	84	70		14						58	23
徳島県	27	25		2	31	28		3					2	56	5
香川県	15	12		3	24	22		2				1		75	9
愛媛県	16	15		1	31	31							2	45	8
福岡県	2	2			10	10								9	
大分県	13	10		3	14	13		1				1		29	6
都道府県計	234	205	0	29	418	396	0	22	0	0	0	2	42	659	107
京都市	2	2			2	2								9	2
大阪市	2	2			2	1		1						3	1
堺市	6	6			15	15								21	2
高槻市					4	4									
神戸市	7	7			8	8								21	4
姫路市	6	6			13	13							1	23	1
奈良市					1	1								3	1
和歌山市	7	6		1	5	5							2	19	3
岡山市	5	5			9	9							5	34	6
倉敷市	23	20		3	27	25		2					6	40	3
広島市	3	3			2	2								14	1
福山市	6	6			6	6								6	2
高松市	3	3			2	2								9	1
松山市	6	6			12	12							1	31	5
北九州市	11	10		1	23	22		1						23	3
大分市	9	9			17	17								19	1
政令市計	96	91	0	5	148	144	0	4	0	0	0	0	15	275	36
合計	330	296	0	34	566	540	0	26	0	0	0	2	57	934	143

表13 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

		釜房 ダム 貯水池	霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖				児島湖			中海		六道湖	総数		
			宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	島根県				
湖 特 施 (みなし 指定 施設 を含む。)	水 質 汚 濁 防 止 法	第5条届出	1		49											79	25				1	5	4	7	16	187		
		第7条届出			14				1				5			91	6				1	1	4	9	21	153		
		第8条 計 画 更 改 等	(第5条 関 係)																								0	
			(第7条 関 係)																									0
			計																									0
		第6条届出																									0	
		第10条届出			70		2	4		1	5	7	1	126	40					13	9	11	15	43		347		
	第11条届出			3									22	1				6	2	3			4		41			
	湖 沼 法	第8条 (計 画 更 改 等)																									0	
		第10条 (改 善 等)																									0	
指 定 施 設 (第20条 につ いて は、 準 用 指 定 施 設 を 含 む。)	湖 沼 法	第15条届出																								0		
		第16条届出																									0	
		第17条届出																									0	
		第18条届出																									0	
		第20条 (改 善 等)	第1項																							1	1	
第2項																										0		

参考 平成14年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	296,157	293,481	292,379
50m ³ /日以上	38,292	37,226	37,017
うち有害物質使用特定事業場	4,582(2)	4,434(2)	4,475(2)
50m ³ /日未満	257,865	256,255	255,362
うち有害物質使用特定事業場	10,975(5)	10,926(7)	10,526(15)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (72,656) 2. 畜産農業 (34,420) 3. 自動式車両洗浄施設 (28,844)	1. 旅館業 (71,549) 2. 畜産農業 (34,068) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,059)	1. 旅館業 (71,184) 2. 畜産農業 (34,089) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,598)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
改善命令	40件	37件	35件
一時停止命令	2件	3件	5件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	55,332件	52,246件	47,972件
（昼間立入）	(54,672件)	(51,550件)	(47,452件)
（夜間立入）	(660件)	(696件)	(520件)
6 行政指導	8,519件	7,527件	7,112件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
排水基準違反（法第31条）	8件	10件	4件
改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
その他法違反	0件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。